

平成26年第16回福岡県教育委員会会議（定例会）会議録

1 開催日時

平成26年10月7日（火）14時00分から15時30分まで

2 場所

福岡県庁4階 教育委員会会議室

3 出席委員

住吉徳彦、奥田竜子、清家渉、久保田誠二、宮本美代子、城戸秀明（教育長）

4 欠席委員

なし

5 出席事務局職員

教育次長 西牟田龍治、理事 中村潤、総務部長 川添弘人、
教育企画部長 吉田法稔、教育振興部長 辰田一郎、総務課長 大場茂嘉、
教職員課長 原田靖、義務教育課長 早川昌宏

6 会議

14時00分、住吉委員長が開会を宣言し、本日の議題について非公開発議の有無の確認を行った。

「委員長の互選について」は、住吉委員長から、委員の人事に関する案件のため非公開とする発議があり、直ちに採決され、出席委員の3分の2以上の賛成をもって非公開と決定された。

また、第39号議案「県立学校長の人事について」及び第40号議案「県立学校事務職員の人事について」は、清家委員から、人事に関する案件のため非公開とする発議があり、直ちに採決され、出席委員の3分の2以上の賛成をもって非公開と決定された。

その他の議案については、非公開の発議なく公開と決定された。

（1）協議

- ・全国学力・学習状況調査の市町村別結果の公表方法について

早川義務教育課長から、全国学力・学習状況調査の結果について、公表の同意を得られた市町村教育委員会の調査結果の公表内容・形式、公表方法についての説明があった。

公表内容については、市町村ごとに、小学校、中学校それぞれの平均

正答率を棒グラフで示すとともに、これまでの取組の効果が学力の状況に表れていると認められる市町村については、教科区分ごとの平均正答率の全国平均との差の推移を折れ線グラフで示し、他の市町村の参考として当該取組の内容を紹介するものである旨の説明があり、更に、今回の調査結果全般にわたって様々な視点から分析した結果及び今後の取組を示すこととするとの説明があった。なお、公表方法については、12月に「全国学力・学習状況調査調査結果報告書」を作成し、福岡県のホームページに掲載することをもって公表するとの説明があった。

次いで審議が行われ、宮本委員から、取組の成果がみられる市町村の状況についても同意を得た上で公表するののかとの質問があった。

これに対し、早川義務教育課長から、同意を得た市町村について公表することになるとの説明があった。

これに対し、宮本委員から、成果が見られた市町村でも同意がなければ公表しないのであれば、県全体でみればマイナスになる部分もある旨の意見があった。

これに対し、早川義務教育課長から、成果が見られた市町村については参考にもなるので、同意していただけるようお願いしたい旨の説明があった。

次いで、清家委員から、市町村による公表という総論的な話ではなく、児童生徒一人一人に対する各論的分析が必要であり、緻密な分析とそれに基づくアプローチが必要である旨の意見があった。

これに対し、早川義務教育課長から、分析及びアプローチについては既に実施しており、学力調査の結果については、各学校に対し児童生徒一人一人の結果がフィードバックされている旨の説明があった。

これに対し、清家委員から、児童生徒一人一人に対するデータは素晴らしいものになっていると思う。それを基にしっかりと指導をして欲しい旨の要望があった。

次いで、奥田委員から、学力だけでなく、学力と読書時間や睡眠時間などの家庭での状況との関係性が分かるような分析、学校だけでなく地域や家庭の応援を得ながら取り組むきっかけになるような分析をしてほしい旨の意見があった。また、前回小学校6年生でテストを受けた児童が、中学校3年生でどのような結果だったのかについての相関関係についても分析するなど、本調査で得られるデータについては有意義に活用してもらいたい旨の意見があった。

これに対し、早川義務教育課長から、調査結果の公表だけで終わらず、市町村において分析結果を最大限に活用できるよう様々な角度からの分析を行いたい旨の説明があった。

次いで、清家委員から、スマホや読書時間との相関性を分析している学校があったが、県の指導によるものかとの質問があった。

これに対し、早川義務教育課長から、昨年度までの結果報告においても、県全体の結果の中で携帯電話の使用時間や読書時間等との相関性は記載していたが、スマホとの関連については今年度からの調査内容であり、そのような新たなものを踏まえて調査結果を分析したい旨の説明があった。

次いで、久保田委員から、全市町村が調査結果を公表するのではなく、公表する市町村と公表しない市町村があるのであれば、公表しない地域からも色々な意見がでると思うので、従来までの公表方法でも良いのではないかとの意見があった。

これに対し、城戸教育長から、自分の居住地がどのような結果であるのかを知りたいという県民がおり、それに応えるのが県教委のスタンスと考えている。同意が必要となっているのは国の決まりであり、できるだけ多くの市町村に同意してもらえようお願いしていきたい。公表のメリットは、県民の要望に応えられることは基本であるが、県の施策において市町村によって予算配分に差異があることについて県民の皆さんに分かるようにできること、市町村教育委員会の取組のきっかけになることと考えており、県教委としては基本的に公表する方針である旨の説明があった。

次いで、住吉委員長から、県教委の目的は、全学年の児童生徒全員に基礎学力を定着させることであり、その目的達成のために、指導体制の在り方についても検証し、本調査資料が、より効果的に児童生徒の基礎学力向上につながるよう一層の努力をお願いしたい旨の要望があった。

住吉委員長から、他の意見の有無を問い、これについては了承された。

(2) 報告

・福岡県人事委員会勧告について

原田教職員課長から、福岡県人事委員会による平成26年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要について説明があった。

本年の給与勧告は、平成26年4月の公民較差に基づく月例給与と期末・勤勉手当の引上げ改定、また、給与制度の総合的見直しとして、平成27年4月以降に、給料表の水準を平均2%引き下げるとともに、地域手当の支給割合の引上げ等の改定を行うものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、住吉委員長から、地域手当は期末・勤勉手当に反映されるのかとの質問があった。

これに対し、原田教職員課長から、地域手当は期末・勤勉手当に反映

されるとの説明があった。

次いで、住吉委員長から、給料表の引上げと引下げの関係について質問があった。

これに対し、原田教職員課長から、今年度については、職員給与が民間給与よりも低いので給与の引上げを行い、来年度以降においては、国に準じた総合的な見直しを行うことから、全体で平均2%の引下げを行うものである旨の説明があった。

住吉委員長から、他の意見の有無を問い、これについては承認された。

(3) 議事

- ・第36号議案 平成27年度事務局等職員の人事異動方針について
- ・第37号議案 平成27年度県立学校職員の人事異動方針について
- ・第38号議案 平成27年度県費負担教職員の人事異動方針について

第36号議案から第38号議案までの案件については、いずれも来年度の人事異動方針に係るものであるため、一括して審議することとし、まず、大場総務課長から、第36号議案「平成27年度事務局等職員の人事異動方針について」の説明があり、続いて、原田教職員課長から、第37号議案「平成27年度県立学校職員の人事異動方針について」及び第38号議案「平成27年度県費負担教職員の人事異動方針について」の説明があった。昨年度からの変更点として、役付職員や管理職の任用に当たっては、先般からの職員による不祥事防止の観点から「人格高潔」ということを追加していること、また、学校の活性化を図るという観点から「若い人材の登用を積極的に図る」ということを追加している旨の説明があった。

次いで審議が行われ、清家委員から、それぞれの人事異動方針の内容が相違している点について質問があった。

これに対し、原田教職員課長から、行政職と教育職では職種が違うため、人事異動方針についても職種に応じた内容となっている旨の説明があった。

次いで、宮本委員から、知事部局との交流人事はどの程度あり、どのような効果があるのかとの質問があった。

これに対し、大場総務課長から、平成25年度においては48件あり、効果としては、様々な経験を持つ職員が出入りすることで職場全体の活性化や職員本人の資質向上が図れている旨の説明があった。

次いで、宮本委員から、例えば、環境教育を推進するために環境部の職員と人事交流するというような視点で、知事部局との人事交流が図れ

ればよいのではないかとの意見があった。

これに対し、大場総務課長から、本人の希望配属先を踏まえた上で配慮していきたい旨の説明があった。

次いで、住吉委員長から、教育行政職員、いわゆるプロパー職員の確保についてどのように考えているのかとの質問があった。

これに対し、大場総務課長から、現在は人事課採用の職員を教育委員会へと交流しており、教育行政の専門職員がなかなか育成できない状況である。県立学校事務職員との人事交流でそれをカバーしている状況であり、県教委としても課題として認識しており、今後、改善に向けて検討していききたい旨の説明があった。

次いで、住吉委員長から、女性職員の人材育成とは具体的にはどのようなことを示しているのかとの質問があった。

これに対し、城戸教育長から、昔は庶務関係の業務に従事する者が多かったが、事業関係や企画立案関係の業務を経験させることにより意欲喚起を行うための人事配置のことを意味している旨の説明があった。

次いで、奥田委員から、県立学校職員については民間登用という方針が掲げているが、県費負担教職員の人事異動方針には記載されていない理由について質問があった。

これに対し、原田教職員課長から、県立学校職員については任命権者が県教委であり、県教委の方針として記載しているが、県費負担教職員については、市町村教委の内申に基づき人事を行うため、市町村教委の意向もあることから方針には記載していない旨の説明があった。

次いで、住吉委員長から、若手の登用を積極的に図ることは必要であると思うが、再任用制度との関係についてはどのように考えているのかとの質問があった。

これに対し、原田教職員課長から、再任用については、雇用と年金との接続の問題もあり公務員全体の問題と認識しており、知事部局とも協議をしていく必要がある旨の説明があった。

住吉委員長から、他の意見の有無を問い、第36号議案、第37号議案、第38号議案は原案どおり可決された。

公開審議はここまでとされ、住吉委員長から傍聴人に対して退出が求められた。以後非公開にて審議を行う。

(4) 議事

- ・第39号議案 県立学校長の人事について
- ・第40号議案 県立学校事務職員の人事について

第39号議案及び第40号議案については、いずれも来年度開校予定の県立学校の設置に係る人事であるため、一括審議することとし、まず、原田教職員課長から、第39号議案「県立学校長の人事について」の説明があり、続いて、大場総務課長から、第40号議案「県立学校事務職員の人事について」の説明があった。

次いで審議が行われ、第39号議案及び第40号議案は原案どおり可決された。

(5) 委員長の互選について

住吉委員長から、住吉委員長の任期が平成26年10月24日付で満了することに伴う委員長互選を行いたい旨の発議があり、全員異議なく賛成した。

次いで、委員による互選が行われ、住吉委員長から、平成26年10月25日から平成27年10月24日までの任期で住吉委員長が再任された旨の報告があった。また、委員長職務代理者には奥田委員が、委員長第二職務代理者に清家委員が指定された。

住吉委員長が閉会を宣言し、15時30分閉会した。